

東京都ギャンブル等依存症対策推進計画

- ・ギャンブル等依存症対策基本法第13条に基づき国の計画を基本とし、都道府県が策定する計画
- ・現行計画期間：令和4年度（2022年度）から令和6年度（2024年度）
- ・次期計画期間（予定）：令和7年度（2025年度）から令和9年度（2027年度）

（参考）国の動向

- ・令和4年3月にギャンブル等依存症対策推進基本計画策定
- ・令和7年3月までに次期計画を策定予定

現行計画における対策の方向性と主な取組

基本的な
考え方

視点 1	ギャンブル等依存症の正しい知識の普及と予防・発症・再発防止の段階に応じた支援と治療
視点 2	金銭問題をはじめ、本人や家族に関わる関係機関や関係事業者など多様な主体が連携した包括的な支援



方 向 性	主 な 取 組
①予防教育・普及啓発	精神保健福祉センター（以下「センター」）において、普及啓発を実施 ・都民向けフォーラムを実施（年1回） ・ギャンブル等依存症対策普及啓発フォーラムの開催（講演：認定NPO法人ワンデーポート、一般社団法人東京グレイス・ロード） ・リーフレット（「依存症」についてもっと知ろう、ギャンブル等依存症）等を作成 ほか
②相談・治療・回復支援	・センターにおいて、相談支援や関係機関職員向け研修を実施 ・依存症専門医療機関等を選定 ・治療拠点機関である昭和大学附属烏山病院で次の事業を実施 ア 医療従事者向け研修（R 5～）、イ 医療機関向け連携会議（R 6～）、ウ 受診後の患者支援事業（R 6～） ほか
③依存症対策の基盤整備	・各センターで連携会議を開催し、講演や意見交換等を実施 ほか
④関係事業者の取組	各事業者において、次の取組を実施 ・レース開催告知ポスター等において、ギャンブル等依存症の注意喚起のための標語を掲載 ・場外発売所への入場制限やインターネット投票の制限を実施 ほか
⑤多重債務問題等への取組	・多重債務に関する関係機関において、相談支援等を実施 ほか